

平成 23 年度 事業計画

財団法人 豆腐会館

1. 基本方針

平成 23 年度は、当財団にとって昭和 30 年の設立以来の一大変革を遂げねばならない年となる。

それは言うまでもなく、公益法人改革への対応として「一般財団法人」に移行することである。このため、前年度後半から移行手続き並びに会計処理の見直し・再処理を行うため、専門機関とのコンサルタント契約を結ぶなど 23 年度中の認定申請に向け、準備作業を進めて来ているところである。

なお、「2011 豆腐フェア」については、当財団も共催団体として支援協力を努めてきたが、本年 3 月 11 日（金）に起きた未曾有の大震災（東日本大震災）により、同フェアは開催中止に至り、主催団体はもとより、出展者や多くの関係者が多大な損失を被ることとなった。また、当財団所有の「豆腐会館」も 6 階事務所はもとより各所に損傷を受けたところである。

こうしたことから、当財団にとって本年度は、大変厳しい年となることは必至である。したがって、この時こそ役員・評議

員・事務局がさらに結束し、継続事業を始め、新しい公益目的事業の着実な展開を図り、当財団本来の使命を果たしていくことが極めて重要である。このため、当財団としては、本年度中の「一般財団法人」への移行を見据えて平成 23 年度は、商工組合連合会及び協同組合連合会の実施事業を効果的に運営することに十分配慮し、以下の事業を実施することとする。

2 . 事業計画

(1) 豆腐油揚類製品製造業に関する調査研究事業の実施

国際貢献の観点から、わが国では広く「外国人研修・技能実習」が行われており、豆腐事業者の中にも外国人研修生を受け入れているところも少なくない。一般的に 1 年の研修期間が過ぎ、特定活動（技能実習 2 年）に移るには技能検定基礎 2 級等に合格することが要件となっている。しかし、豆腐油揚類製品製造業は「技能検定職種」の対象となっていないため、特定活動（技能実習）に移行できないのが現状である。

このため、本年度は豆腐油揚類製品製造業が技能検定対象職種に認定されるよう必要な調査研究を実施する。

(2) 豆腐油揚類製品製造業に関する展示会の開催

本年 10 月を目途に関係団体と連携し、一般消費者向けに豆腐類の展示会を開催し、「豆腐の価値」の再発見並びに「豆腐文化」の高揚を図っていく。

(3) 豆腐油揚類製品製造業の開業支援事業の実施

高齢化等による豆腐事業者の廃業が年々増える一方、新規に豆腐製造を始めたいという相談も少なくない。このため、従来から開業希望者に対し、豆腐製造技術の習得の場として、既存の豆腐事業者とのマッチングに努めてきたところであるが、本年度からは財団の恒久事業（公益目的事業）として取り組むこととする。

具体的には、先ず、財団の中に「研修カリキュラム委員会」を設置し、年度後半から順次ホームページ等により開業希望者を公募し、座学研修と実地研修を行っていく。なお、実地研修に当たっては、外部の協力機関と連携し、行っていく。

(4) 豆腐会館の運営管理

本年度は、耐震診断を行い、その結果をもとに地震で傷んだ施設・設備等を重点に必要な修繕を行い、入居者の環境整備の確保を図るとともに、空き室が出ないように十分留意し、管理に

万全を期する。

(5) 共済事業の実施

改正された共済事業規約の適切な運用に留意するとともに、
豆腐事業者の福祉増進のため、共済未加入者の加入促進を図り、本事業の魅力ある展開を図っていく。